

茨城県報 第 1 0 4 号

平成2年1月8日

月 曜 日

目 次

告 示

●青少年に有害な興行の指定（県民生活課）……………	1	ページ
●臨時種畜検査の実施（畜産課）……………	2	
●公有水面埋立てのしゅん功の認可（港湾課）……………	3	

(公 安 委 員 会)

●緊急自動車の指定及び取消し……………	4
---------------------	---

(大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示……………	6
-------------------------------	---

公 告

●第31期茨城県地方労働委員会委員（労働者委員）の補充候補者の推薦（労政課）……………	6
●宅地開発事業の工事完了（建築指導課）……………	8
●開発行為の工事完了（14件）（ “ ）……………	8
●道路位置の指定（6件）（ “ ）……………	11
●有料道路の工事完了（茨城県道路公社）……………	12
●有料道路の料金徴収（ “ ）……………	12

正 誤

●平成元年12月11日付け茨城県報第97号中……………	14
-----------------------------	----

告 示

茨城県告示第2号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第8条第1項の規定により、青少年に有害な興行として、次のものを指定する。

平成2年1月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	種 類	題 名	配 給 社 名
267	映 画	本 番 ・ 衝 撃 の 果 て	大 蔵
268	”	セ ッ ク ス ず き の お 手 伝 い	東 活
269	”	フ ェ イ ヤ ー ・ ク ラ イ マ ッ ク ス 発 情 陰 舞	ニ ュ ー セ レ ク ト

270	映 画	本 番 狂 い	大 蔵
271	"	特写!! 13人ONANIE	新 東 宝
272	"	マッド・ラブ裂けた媚肉	ニューセレクト
273	"	性欲にめざめるギャル	東 活
274	"	魅せられたアドニス	ニューセレクト
275	"	情 欲 に 狂 う	東 活
276	"	暴行と美女 さそり	大 蔵
277	"	ザ・本番 巨乳いかす!	エクセス・フィルム
278	"	ぐしょ濡れ全身愛撫	新 東 宝
279	"	追 憶 の 迷 宮	ニューセレクト
280	"	団鬼六 令嬢縄責め	新日本映像
281	"	若妻復讐のセックス	東 活
282	"	欲しがる女5人 昂 奮	新 東 宝
283	"	うら技・浮舟性女	大 蔵
284	"	巨乳と下着と革命	ニューセレクト
285	"	課外授業 いかせて上げる	新 東 宝
286	"	裸 女 の 宅 配 便	大 蔵
287	"	㊤本番 一奥技快感一	新 東 宝
288	"	(エクセス・フィルムニュース) ザ・本番 巨乳いかす!	エクセス・フィルム
289	"	(新日本映像ニュース) 団鬼六 令嬢縄責め	新日本映像
290	"	(外国短篇予告) 巨乳と下着と革命	ニューセレクト

茨城県告示第3号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成2年1月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

検 査 年 月 日	検 査 場 所
平成2年1月29日	下妻市比毛川原143 茨城県広域豚人工授精場

茨城県告示第4号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、茨城県日立市河原子町地先の公有水面埋立てについて、次のとおりしゅん功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成2年1月8日

河原子港港湾管理者の長
茨城県知事 竹 内 藤 男

1 しゅん功認可年月日

平成元年12月22日

2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名並びに代表者の氏名

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県

茨城県知事 竹 内 藤 男

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位 置 茨城県日立市河原子町地先公有水面

(2) 区 域 次の①の地点と②の地点を直線で結んだ線、②の地点から321度00分10.96メートルの地点を中心とする半径10.96メートルの円で②の地点と(2-1)地点を結ぶ南東側の圆弧、(2-1)の地点から⑩の地点を順次に直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結ぶ昭和53年秋分の満潮位(D.L+1.38メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。ただし、烏帽子岩(④)の地点(港湾区域原点(北緯36度32分24秒, 東経140度38分50秒)から104度30分98.0メートルの地点)から⑨の地点(港湾区域原点から112度30分78.0メートルの地点)を通り④の地点に至る昭和53年の秋分の満潮位(D.L+1.38メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域)を除く。

①	の地点	港湾区域原点から	97度30分	105.8メートルの地点
②	の地点	①の地点から	160度00分	19.0メートルの地点
(2-1)	の地点	②の地点から	242度30分	4.2メートルの地点
(2-2)	の地点	(2-1)の地点から	170度00分	19.6メートルの地点
③	の地点	(2-2)の地点から	250度00分	2.2メートルの地点
④	の地点	③の地点から	209度00分	3.0メートルの地点
⑤	の地点	④の地点から	175度00分	9.5メートルの地点
⑥	の地点	⑤の地点から	265度00分	37.0メートルの地点
⑦	の地点	⑥の地点から	208度30分	46.5メートルの地点
⑧	の地点	⑦の地点から	247度00分	4.0メートルの地点
⑨	の地点	⑧の地点から	298度30分	7.0メートルの地点
⑩	の地点	⑨の地点から	28度30分	18.8メートルの地点

⑪	の地点	⑩の地点から	298度30分	30.0メートルの地点
(11-1)	の地点	⑪の地点から	208度30分	18.8メートルの地点
(11-2)	の地点	(11-1)の地点から	298度30分	3.34メートルの地点
(11-3)	の地点	(11-2)の地点から	208度30分	110.0メートルの地点
⑫	の地点	(11-3)の地点から	118度30分	3.34メートルの地点
(12-1)	の地点	⑫の地点から	208度30分	3.34メートルの地点
(12-2)	の地点	(12-1)の地点から	118度30分	70.0メートルの地点
(12-3)	の地点	(12-2)の地点から	28度30分	3.34メートルの地点
⑬	の地点	(12-3)の地点から	118度30分	89.15メートルの地点
⑭	の地点	⑬の地点から	223度30分	45.0メートルの地点
⑮	の地点	⑭の地点から	298度30分	117.7メートルの地点
⑯	の地点	⑮の地点から	208度30分	1.5メートルの地点
⑰	の地点	⑯の地点から	298度30分	42.8メートルの地点
⑱	の地点	⑰の地点から	357度30分	38.0メートルの地点

(3) 面 積 24,734.645平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

昭和54年12月10日 港指令第 10 号

5 関係図書を備え置く市町村

日 立 市

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第1号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により、緊急自動車の指定及び取消しを行ったので公示する。

平成2年1月8日

茨城県公安委員会委員長 小 倉 智 徳

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
2298	48-8055	ニッサン・1年	自 衛 隊 用 (消防用)	航空自衛隊百里基地
2299	48-8056	〃	〃	〃
2300	48-8057	〃	〃	〃

2 緊急自動車の指定取消し

指定 番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者氏名	告 示 年 月 日	告 示 番 号	取 消 し 理 由
1018	茨 88 す 3937	三 菱・53年	警察責務遂行用	茨 城 県 警 察 本 部	53.5.11	16	廃車
1240	水戸88す 927	ニッサン・55年	〃	〃	55.8.4	25	〃
1243	水戸33さ 2769	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1261	水戸88す 997	トヨタ・55年	〃	〃	55.9.25	35	〃
1269	水戸ま 3411	ホンダ・55年	〃	〃	〃	〃	〃
1271	水戸ま 3413	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1349	水戸ま 4041	ホンダ・56年	〃	〃	56.4.2	14	〃
1381	水戸ま 4429	〃	〃	〃	56.6.18	20	〃
1383	水戸ま 4431	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1384	水戸ま 4432	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1387	水戸ま 4435	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1388	水戸ま 4436	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1434	水戸88す 1548	トヨタ・56年	〃	〃	57.1.14	1	〃
1487	水戸88せ 1324	マツダ・57年	〃	〃	57.8.5	21	〃
1488	水戸88せ 1325	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1489	水戸88せ 1326	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1490	水戸88せ 1327	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1491	水戸88せ 1328	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1508	水戸ま 6718	ホンダ・57年	〃	〃	57.8.12	23	〃
1711	水戸88す 2691	トヨタ・59年	〃	〃	59.10.4	26	〃

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第1号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

平成2年1月8日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 草野真男

- 届出者の氏名又は名称
株式会社 スーパーカドヤ
- 届出者の住所 東茨城郡美野里町羽鳥2675
- 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーカドヤ石岡並木店
石岡市大字石岡字並木2280-1外
- 現在の店舗面積 500㎡
- 増加しようとする店舗面積
400㎡
- 増加部分の開店日 平成2年5月2日

公 告

第31期茨城県地方労働委員会委員（労働者委員）の補充候補者の推薦

第31期茨城県地方労働委員会委員（労働者委員）渡辺先氏から辞任したい旨の意思表示があったので、欠員補充として、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により労働者委員を任命したいから、茨城県の区域内のみ組織を有する労働組合は、次の要領により労働者委員の候補者を推薦してください。

平成2年1月8日

茨城県知事 竹内藤男

第31期茨城県地方労働委員会委員候補者推薦要領

- 推薦する者の資格
(1) 労働者委員の候補者を推薦する資格のある者は、茨城県の区域内だけに組織を持つ労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。

なお、連合団体である労働組合とそれに加盟する労働組合が、共に茨城県の区域内だけに組織を持つときは、両者別々に推薦することができること。(単なる連絡機関又は協議体は除く。)

2 推薦される者の資格

(1) 労働組合法第19条の4第1項の規定に該当する次の者は、委員となることができない。

ア 禁治産者及び準禁治産者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 公務員が委員に就任する場合は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第101条及び第104条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条及び第38条の規定によって、兼職禁止及び職務専念の義務並びに他の事業又は事務の関与制限等の規定の適用を受ける。

3 推薦の手続

推薦しようとする労働組合は、推薦書（別紙様式）及び候補者の履歴書にその労働組合が労働組合法の規定に適合する旨の地方労働委員会の決定書の写し又は証明書を添付して推薦すること。

4 推薦する委員の候補者数

候補者の数は制限しない。

5 推薦できる期間 平成2年1月11日から平成2年1月24日まで

6 推薦書等の提出先

茨城県商工労働部労政課（水戸市三の丸1丁目5番38号）あて提出すること。

様式

平成 2 年 月 日

茨城県知事 竹内 藤男 殿

所在地

労働者団体名

代表者名

回

茨城県地方労働委員会委員（労働者委員）候補者推薦書

労働組合法施行令第21条の規定による茨城県地方労働委員会労働者委員の候補者として次の者を推薦いたします。

氏名	生年月日	所属労働組合及びその地位	所属職場及びその地位	略歴

●宅地開発事業の工事完了

茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例(昭和47年茨城県条例第46号)第9条の設計確認に係る宅地開発事業について、次の地域の工事が完了したので、同条例第16条第3項の規定により公告する。

平成2年1月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡玉里村大字栗又四ヶ字中山2407番2, 同番4, 同番5, 同番11, 字細田2316番2, 同番2

2 事業主の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿2丁目4番1号

株式会社 アサカ

代表取締役 重 崎 伸 矩

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成2年1月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市滑川町字祝崎2234番1の一部, 2234の5

2 事業主の住所及び氏名

日立市東滑川町2丁目32番1号

遠 藤 進

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市鹿の子2丁目9887番1, 同番3から15まで

2 事業主の住所及び氏名

福島県いわき市錦町落合16番地

呉羽建設株式会社

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市大字東大橋字八軒3185番3, 3194番6, 同番7

2 事業主の住所及び氏名

日立市鹿島町2丁目5番9号

有限会社 小高商店

代表取締役 小 高 紘 佑

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市石岡字竜ノ口14292番, 14293番, 14294番

- 2 事業主の住所及び氏名

新治郡八郷町大字下林2448番地の95

大久保 祥 介

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字逆井11391番3, 同番4, 同番5, 11394番2, 同番3

- 2 事業主の住所及び氏名

結城市大字結城11391番地

有限会社 明和

代表取締役 崔 和 彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡出島村大字加茂字木戸臺5267番12, 同番18, 同番20, 同番21, 5271番2, 同番3, 字木戸5272番2, 字原久保5309番2, 同番4から同番6まで, 5310番3, 5311番3

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都港区新橋5丁目14番16号

株式会社 大黒ディーゼルエ業所

代表取締役 大 黒 栄 達

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡新治村大字沢辺字原田1055番6

- 2 事業主の住所及び氏名

新治郡新治村大字沢辺1025番地の1

岩 柳 登貴雄

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町阿見字阿見原5175番

- 2 事業主の住所及び氏名

土浦市小松3丁目24番25号

第一造園土木株式会社

代表取締役 廣 瀬 一 三

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字女沼字宿下1401番4, 1402番1, 1404番, 1405番1, 1406番1

- 2 事業主の住所及び氏名

下館市丙1番地

関彰商事株式会社

代表取締役 関 正 夫

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字高野字谷中674番1, 675番

- 2 事業主の住所及び氏名

埼玉県春日部市薄谷148番地の4号

株式会社 ミスギ

代表取締役 片 岡 恒 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡三和町大字諸川字柏木969番1, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番22

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都杉並区高円寺南四丁目26番の19-305号

山陽住宅株式会社

代表取締役 川 戸 伍

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡三和町大字諸川字柏木958番1, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 970番2, 同番8, 同番9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番13, 同番14, 同番15

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都杉並区高円寺南四丁目26番の19-305号

山陽住宅株式会社

代表取締役 川 戸 伍

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿島郡神栖町大字深芝，五郎台土地区画整理事業内仮換地7 6 街区3 及び4
- 2 事業主の住所及び氏名
鹿島郡神栖町大字深芝5 2 9 番地
岡 野 瑞 穂

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿島郡神栖町知手中央二丁目4 6 7 9 番1 1， 4 6 7 9 番1 5 3
- 2 事業主の住所及び氏名
川崎市幸区中幸町2 丁目41番2号
有限会社 グローバル商事
取締役社長 細 井 楯 明

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成2年1月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第2085号	元.12.21	滑川 衛	東茨城郡美野里 町大字堅倉 1528番地の10	東茨城郡美野里町大字 柴高字割目1018番10	メートル 4.20	メートル 35.00
高土木指令 第590号	元.12.15	高萩炭鋳(株) 代表取締役 菊池 仁	東京都中央区新 1丁目18-11	高萩市大字上手綱字カ ツロウ1232-24, 35, 36, 37	4.00	38.60
潮土木指令 第589号	元.12.14	寺島 晃	東京都新宿区歌 舞伎町2丁目 41番12号	鹿島郡大野村大字和 字治827番4	4.20	97.50
“ 第593号	元.12.18	今野 才一	東京都新宿区新 宿5丁目 17番11号	鹿島郡鉾田町大字鳥栖 字東山2034番26	6.20	60.00
“ 第602号	元.12.19	渡辺 清吉	東京都江戸川区 中葛西5丁目 11番25号	鹿島郡大野村大字中 字前野455番47	6.20	52.60
竜土木指令 第1728号	元.12.15	横田 重信	稲敷郡阿見町大 字阿見 4676番地の12	稲敷郡阿見町中央 二丁目4666番87	4.10	26.10

●有料道路の工事完了

下総利根大橋有料道路の工事が一部完了するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成2年1月8日

茨城県道路公社

理事長 竹 内 精 一

- 1 路 線 名 県道 岩井関宿野田線
- 2 工 事 の 区 間 茨城県岩井市大字長須から千葉県東葛飾郡関宿町大字木間ヶ瀬まで
- 3 延 長 3.1キロメートル
- 4 工 事 の 種 類 改 築
- 5 工 事 完 了 の 日 平成2年1月10日

●有料道路の料金徴収

下総利根大橋有料道路の料金徴収をするので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成2年1月8日

茨城県道路公社

理事長 竹 内 精 一

1 料 金 の 額

（通行1台1回につき単位：円）

車 種	普 通 車	大 型 車（Ⅰ）	大 型 車（Ⅱ）	軽 車 両 等
料 金	2 0 0	3 0 0	7 0 0	2 0

注1 回数券の割引率は、2割以下とする。

2 大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法第4条の規定により免許を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、特別措置として回数券の割引率を3割とする。

3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表四に掲げる障害を有し、同法第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者が、自ら運転する乗用自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車で乗用のものに限る。）及び貨物自動車（物品積載設備と乗車設備とが兼ねられているライトバン等に限る。）で、当該身体障害者又はこれと生計を一にする者が所有するものの（ただし、営業用の自動車を除く。）については、現金で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

4 自動車等の種類は別表のとおりとする。

2 徴 収 期 間 平成2年1月11日から30年間

別表

自動車等の種類

車種区分	自動車等の種類	摘 要
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車をいう。
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車であるものをいう。
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。
	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、ロに該当しないものをいい、もっぱら人を運搬する構造のものにあっては、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車でもっぱら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車でもっぱら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの（チ又はルに該当するものを除く。）をいう。
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する小型自動車又は普通自動車でもっぱら人を運搬する構造のもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。
チ けん引普通車と被けん引普通車との連結車両 （3車軸のもの）	イないしハに該当する自動車のうち、けん引するための構造及び装置を有するもの（以下「けん引普通車」という。）とイないしハに該当する自動車のうち、けん引普通車によってけん引されるための構造及び装置を有するものとの連結車両で車軸数の合計が3のものをいう。	
大型車(Ⅰ)	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量20トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（ルに該当するものを除く。）及び車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号までに定める限度以下で車軸数の合計が4のものをいう。
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期に運行するもの）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもので、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による免許を受けて同法第3条第2項第1号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行しているものをいう。）

	ル けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(3車軸のもの)	法第3条に規定する普通自動車, 小型自動車, 軽自動車又は小型特殊自動車のうち, けん引するための構造及び装置を有するもの(以下「けん引自動車」という。)と法第3条に規定する普通自動車, 小型自動車, 軽自動車もしくは小型特殊自動車のうちけん引自動車によってけん引されるための構造及び装置を有するもの又は大型特殊自動車のうち, ボール・トレーラ(以下「被けん引自動車」という。)との連結車両で車軸数の合計が3のもの(チに該当するものを除く。)をいう。
大型車(Ⅱ)	ヲ 普通貨物自動車(4車軸以上のもの)	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの(リ又はヨに該当するものを除く。)をいう。
	ワ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車でボール・トレーラ以外のものをいう。
	カ 乗合型自動車(路線を定めて定期に運行するもの以外のもの)	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの(ヌに該当するものを除く。)をいう。
	ヨ けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(4車軸以上のもの)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両で車軸数の合計が4以上のものをいう。
軽車両等	タ 自 転 車	道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第11号の2に掲げる自転車をいう。
	レ 軽 車 両	法第2条第4項に規定する軽車両をいう。
	ソ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

正 誤

●平成元年12月11日付け茨城県報第97号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
9	上から1	1 2 5 号	一般国道1 2 5 号
9	上から13	県 道	県道取手東線

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
 休日の場合は繰下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)